

2025年度 インキュベンチャー助成 募集要項

公益財団法人 小笠原敏晶記念財団

インキュベンチャー助成は、平成27（2015）年「大義ある熱い志」をもった起業家の皆様への助成活動としてスタートし、その成果も出始めております。今後は更に、社会的課題を解決し世界市場に打って出るような独創的なプロジェクトを生み出す若いチカラを応援します。「常識に挑む熱き才能」を活かし世の中に新しい価値を生み出すようなプロジェクトの申請を期待しております。

＊「インキュベンチャー」とは、インキュベーションとベンチャーを合わせた造語です。

1. 助成の対象

本助成は、社会経済の健全な発展と国民生活の向上に資すると認められる公益性の高い優れたプロジェクトを対象とします（但し、医薬品開発を除く）。

例えば、大災害時の安全確保や早期復旧、カーボンニュートラル、農林水産業のスマート化、エイジテック、フェムテック、AR／VR、AIを用いた社会支援、各種治療デバイス、革命的な生産技術など。

2. 申請の資格・制限

日本国籍を有し、下記1）及び2）の助成対象に該当する個人・グループ（大学・大学院等・高等専門学校の教員、学生を含む）、ベンチャー企業等。

1）インキュベーション助成（個人またはグループ）

申請日より3年以内に起業を目指す個人またはグループで優れたプロジェクトを自ら事業化しようという強い意志を持つ者

2）ベンチャー企業助成

申請日時点で設立5年以内のベンチャー企業等。

3. 助成金額

助成金額は総額 13,500 万円を予定しております。

1) インキュベーション助成

1 件あたり上限 500 万円を予定。助成金額については、プロジェクト内容を審査・選考の上決定致します。

2) ベンチャー企業助成

1 件あたり上限 2,000 万円を予定。助成金額については、プロジェクト内容を審査・選考の上決定致します。

4. 助成金の使途

1) プロジェクトを有効に推進し、成果を上げるための費用であれば、特に使途の制限はありません。但し、以下に記載した費用は対象外とします。

(1) 申請者（本人、共同者）自身の給与報酬

(2) 申請者が所属する組織の間接費および一般管理費（いわゆるオーバーヘッド）

2) 予算年度による制約や、プロジェクト実施期間の制限はありません。

5. 募集期間(日本時間)

2025 年 4 月 25 日(金)～ 6 月 27 日(金) 12:00(正午)申請締切り

6. 申請の方法

当財団ウェブサイト

<https://ogasawarazaidan.yoshida-p.net/>

で「助成申請の流れ」を参照し、電子申請システムでマイページを取得の上、以下にしたがって提出してください。

1) 申請者情報：システム上のフォーマット

2) 申請書：指定の様式（マイページでダウンロードして記入）

3) 添付資料

(1) 会社設立後の場合

登記簿謄本、直近期の営業報告書・決算書（PDF 添付）

＊ウェブサイト上で掲載されている場合は URL を表記

(2) 学校関係者の場合

所属部長、部局長又は準ずる者の推薦状

(3) 任意資料（URL 表記 または PDF 添付）

※URL は無償で閲覧可能な場合に限りです。有償の場合は PDF を添付してください。

- ・論文資料
- ・特許公報、侵害調査報告書等特許関係資料
- ・PR動画・写真・カタログ・マスコミ等広報資料

申請に関わる費用は申請者がご負担ください。

電子申請システムは操作に時間がかかる場合があります。

時間に余裕をもって申請してください。

特に締切り間近は、申請が集中する場合があるのでご注意ください。

添付する各PDFファイルは、5MB以内とします。

7. 選考の方法

1) 選考日程

(1) 書類選考(9月中旬)

(2) 最終選考(10月中旬～下旬を予定)

書類選考合格者によるプレゼンテーション選考(書類選考合格者に追って、詳細通知)

2) 選考決定・通知(11月中旬を予定)

当財団の選考委員会にて選考を行い、採否の結果は理事会承認後、文書にてご通知します。なお、採否の理由に関するお問い合わせには応じかねますので予めご了承ください。

8. 選考基準

次の諸点に重点を置き総合的に選考します。特に社会への貢献度(公益性)の高さを重視します。

1) 社会への貢献度(公益性)

2) プロジェクトの独創性(オリジナリティ)

3) 事業化の可能性

※インキュベーション対象(起業前):アイデアの独創性を重視します。

※ベンチャー企業(起業後):実現するまでの現実的なシナリオを重視します(例えば、事業計画・資金計画等)。

4) 将来性

9. 助成金の支払い

2025年11月下旬を予定。

契約の締結が済み次第、助成金を支払います。

10. 助成対象者の義務

1) 助成金支払い後、所定時期に成果報告書(中間報告含む)をウェブシ

システムに、アップロードしていただきます。必要な場合は報告をお願いします。なお、時期等の詳細については、助成対象者に追って連絡します。

- 2) 助成を受けたプロジェクトについて、外部において論文または刊行物等で発表する場合には、当財団より助成を受けた旨を明記してください。また、公表した論文等の写しを当財団宛ご送付ください。
- 3) 助成金支払い後、使途の明細を書面にてご報告ください。
- 4) 助成金支払い後、毎年 9 月末迄に活動報告書（様式はホームページからダウンロードして下さい）を 3 年間提出していただきます。

1 1. 個人情報の取り扱い等

- 1) 申請書にご記入いただいた個人情報は、選考および選考結果通知など、助成に関する一連の業務に必要な範囲に限定して利用します。
- 2) 助成が決定した場合は、申請書にご記入いただいた助成対象者のお名前、所属、職位、助成対象テーマおよび助成金額を公表します。
- 3) 当財団に提出する助成金支払い後の「成果報告書」は、原則として当財団が発行する「年次報告書・ホームページ等」に掲載し公表します。
- 4) 提出資料について、著作権および著作者人格権を行使しないようお願いします。

1 2. 確約

申請者は、反社会的勢力と関係する者ではないこと。

1 3. 資格の取り消しと助成金の返金

- 1) 虚偽の申請内容が確認された場合、申請資格を取り消します。
必要に応じて現場の確認あるいは追加資料等を求める場合があります。
- 2) 助成金受給後、申請内容あるいは使途について虚偽の事実が判明した場合、助成を取り消し、返金を求めます。
- 3) 所定の期間内に活動報告書の提出がない場合は、返金を求める場合があります。

1 4. その他

- 1) 申請内容の理解を深めるために、必要に応じて追加資料のご提出をお願いします。
- 2) 『インキュベンチャー助成に関する Q & A』も併せて参照ください。
当財団ウェブページに掲載しています。

以上、本募集要項のすべての内容を確認・承認した上で申請書を提出してください。

お問い合わせ先

〒108-0014

東京都港区芝5丁目27番6号 泉田町ビル4階

公益財団法人 小笠原敏晶記念財団 インキュベンチャー助成担当

メールアドレス contact-tech@ogasawarazaidan.or.jp